

国会
番号 : 08/2007/QH12

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
ハノイ, 2007 年 11 月 21 日

司法共助法¹

国会議決第 51/2001/QH10 号によりいくつかの条項が修正及び補充された 1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき ;

国会は司法共助法を制定する。

第 I 章 総則

第 1 条 調整範囲

この法律は、ベトナムと外国との間の民事、刑事、犯罪人の引渡し及び受刑者の移送に関する司法共助実施の原則、管轄、順序及び手続；司法共助におけるベトナム各国家機関の責任を規定する。

第 2 条 適用対象

この法律は、ベトナムの機関、組織及び個人並びにベトナムとの司法共助活動に関連を有する外国の機関、組織及び個人に適用される。

第 3 条 法令の適用

1. 司法共助は、この法律に規定により実施される；この法律に規定がない場合は、民事訴訟法、刑事訴訟法及びその他の関連するベトナムの法令の規定が適用される。
2. 外国の法令の適用は、ベトナムが加盟する国際条約の規定によってのみ実施される。

第 4 条 司法共助の原則

1. 司法共助は、独立、主権、領土の一体性、内政相互不干渉、平等及び相互の利益の尊重原則、ベトナム憲法、法令及びベトナムが加盟する国際条約への適合の下に実施される。
2. ベトナムと当該外国が司法共助に関する国際条約を締結していない場合は、司法共助活動は、ベトナムの法令並びに国際法及び慣習に違反しない限りにおいて、相互主義の原則の下に実施される。

第 5 条 司法共助の言語

¹ 原題は「Luật tương trợ tư pháp」で、本稿は 2015 年 11 月 30 日現在の仮訳（酒井直樹 JICA 長期専門家翻訳、グエン・ドゥック・ヴィエット客員研究員監修）である。

1. ベトナムと当該外国が司法共助に関する国際条約を締結している場合は、司法共助における言語は、その国際条約の規定による。
2. ベトナムと当該外国が司法共助に関する国際条約を締結していない場合は、書類には、司法共助を請求された国の言語又は請求された国が承認するその他の言語への翻訳書を添付しなければならない。
3. 外国への司法共助を請求する書類を作成する機関は、この条第1項及び第2項の規定する言語に書類を翻訳しなければならない。

第6条 司法嘱託及び司法共助を実施する方式

1. 司法嘱託とは、関連国の法令若しくはベトナムが加盟する国際条約の規定に基づき、一つ若しくは複数の司法共助活動の実施に関するベトナムの権限ある機関又は外国の権限ある機関の書面による要求である。
2. 司法共助は、ベトナムの権限ある機関又は外国の権限ある機関の要求に基づき、司法嘱託を通じて実施される。

第7条 領事合法化並びに司法嘱託の書面及び資料の承認

1. 領事合法化とは、ベトナムの外務省、外交代表機関、領事機関又は領事の権限の実施を嘱託された外国に所在するその他の機関が、ベトナムにおいて使用するため外国の権限ある機関が作成、発給又は承認した書面又は資料上の署名又は押印を証明することである。
2. 外国の権限ある機関が外国の法令の規定により作成、発給又は承認した司法嘱託の書面又は資料は、もし当該書面又は資料が領事合法化されたときは、ベトナムの権限ある機関により承認される。

第8条 証人又は鑑定人の呼出し及び保障

1. 訴訟進行の過程において、権限ある訴訟進行機関は、この法律及びベトナムが加盟する国際条約の規定に従い、証人又は鑑定人を呼び出すことができる。
2. 呼出状には、証言又は鑑定の条件及び証人又は鑑定人の生命、健康、居住及び帰還条件を保障する約束を明記しなければならない。
3. 証人又は鑑定人は、ベトナムの法令の規定に従い、入国及び出国において有利な条件を与えられる。
4. ベトナムに呼び出される証人又は鑑定人は、ベトナムに来る前に行つた次の行為により、逮捕され、拘禁され、抑留され、又は捜査され、訴追され、公判にかけられることはない：
 - a) 呼び出された事件について証言し、又は専門知識の結論書を提供すること；
 - b) ベトナムにおいて罪を犯したこと；
 - c) ベトナムにおいて刑事に関し捜査され、訴追され又は公判にかけられている対象と関係を有すること；
 - d) ベトナムにおいてその他の民事又は行政事件と関連を有すること。

5. この条第4項において規定する証人又は鑑定人の逮捕され、拘禁され、及び抑留されない権利又は捜査され、訴追され、及び公判にかけられない権利は、その者がベトナムに在留する必要がないことに関するベトナムの権限ある機関の通知書を受け取った日から15日の期限内にベトナムを出国しなければ、喪失する。この期限は、証人又は鑑定人が不可抗力のためベトナムから出国することができない時間を含まない。

第9条 資料、物品及び金銭の交付・受領

司法共助活動に関する資料、物品及び金銭の交付・受領は、ベトナムの法令の規定に基づき実施される。

第II章 民事に関する司法共助

第10条 民事に関する司法共助の範囲

ベトナムと外国との間の民事に関する司法共助の範囲は、次のものを含む：

1. 民事に関する司法共助に関する書面、書類、資料の送達；
2. 証人又は鑑定人の呼出し；
3. 証拠の収集及び提供；
4. 民事に関するその他の司法共助の各要求。

第11条 民事に関する司法嘱託の書類

1. 民事に関する司法嘱託の書類は、以下の各文書を有しなければならない：

- a) 民事に関する司法共助を要求する権限ある機関の文書；
 - b) この法律第12条において規定する民事に関する司法嘱託文書；
 - c) 受託国の権限ある機関の要求によるその他の書面。
2. 民事に関する司法嘱託の書類は、この法律の規定に従い、及び受託国の法令に適合して、3部作成される。書類の作成に使用される言語は、この法律第5条の規定による。

第12条 民事に関する司法嘱託文書

民事に関する司法嘱託文書は、以下の各内容を有しなければならない：

1. 文書を作成した年月日及び場所；
2. 司法嘱託機関の名称及び所在地；
3. 司法受託機関の名称及び所在地；
4. 司法嘱託に直接関連を有する個人の氏名及び常居所又は勤務先；組織又は機関の正式名称及び所在地又は主たる事務所。

5. 民事に関する司法嘱託の事務の内容は、嘱託の目的及び事務並びに関連する状況、適用し得る法の引用、嘱託を実施するための各方法並びに嘱託を実施する期限を明記しなければならない。

第13条 民事に関する司法共助の外国への要求

1. ベトナムの権限を有する機関は、以下の場合には、民事事件の解決過程において、外国の権限を有する機関に司法共助の実施を要求することができる：
 - a) 要求された国に所在している者に対する書面、書類及び資料の送達；
 - b) 要求された国に所在している証人又は鑑定人の呼出し；
 - c) ベトナムにおける民事事件の解決のため、要求された国に所在している証拠の収集又は提供；
 - d) その他ベトナムの法令の規定する各場合。

2. 民事に関する司法共助の外国への要求は、この法律の規定に従い、民事に関する司法嘱託の方式の文書により作成されなければならない。

第14条 民事に関する司法共助の外国への要求の手続

1. 民事に関する司法共助を外国の権限ある機関に要求しようとするベトナムの権限ある機関は、この法律第11条において規定する嘱託書類を作成し、司法省に送付しなければならない。
2. 民事に関する司法嘱託書類を受け取った日から10業務日の期限内に、司法省は、司法嘱託簿に記録し、書類の適式性を検査し、及びベトナム及び当該外国が加盟する国際条約の規定に従い、又は外交ルートを通じて、外国の権限ある機関に転送する。書類が適式でない場合は、司法省は、書類を作成した機関にこれを返却し、理由を示す。
3. 司法共助を実施した結果通知の外国の権限ある機関の文書を受け取った日から5業務日の期限内に、司法省は、当該文書を民事に関する司法嘱託書類を送付してきたベトナムの権限ある機関に転送する。

第15条 外国の民事に関する司法共助の受け入れ及び処理手続

1. 要求国の権限ある機関の司法嘱託書類を受け取った日から10業務日の期限内に、司法省は、司法嘱託簿に記録し、書類の適式性を検査し、及び実施するベトナムの権限ある機関に転送する。書類が適式でない場合は、司法省は要求国の権限ある機関に返却し、理由を示す。
2. 司法嘱託を実施した結果通知のベトナムの権限ある機関の文書を受け取った日から5業務日の期限内に、司法省は、ベトナム及び要求国が加盟する国際条約の規定に従い、又は外交ルートを通じて、当該文書を要求国の権限ある機関に転送する。
3. 司法嘱託を実施することができない場合、又は当該外国が要求する期限を経過する場合又は関連する情報若しくは資料を補充する必要がある場合、司法嘱託を実施するベトナムの権限ある機関は、司法省に文書により通知しなければならず、

及び司法省が要求国の権限ある機関に通知するために理由を示さなければならぬ。

第 16 条 民事に関する司法共助の実施費用

1. ベトナムと外国との間の民事に関する司法共助の実施費用は、他に合意がある場合を除き、要求国により支払われる。
2. ベトナムの権限ある国家機関に外国への司法嘱託要求を求める民事事件の解決を要求するベトナムの個人又は組織は、ベトナム及び要求受託国の規定に従い、費用を支払わなければならない。司法嘱託書類を作成する決定日前の 10 業務日の期限内に、書類作成機関は、司法嘱託の実施費用について、個人又は組織に通知しなければならない。司法嘱託の書類は、個人又は組織が規定により司法嘱託の実施費用を納付した後に限り、作成され、及び外国に送付される。

法律援助を受ける事例にあるベトナム公民は、政府の規定により、司法嘱託の実施費用の補助について考慮されることができる。

第 III 章 刑事に関する司法共助 (略)

第 IV 章 犯罪人の引渡し (略)

第 V 章 受刑者の移送 (略)

第 VI 章 司法共助活動における各国家機関の責任

第 61 条 司法共助活動における政府の責任

1. 司法共助活動に関する国家管理を統一する。
2. 司法共助活動において政府の各機関を指導する；司法共助活動において最高人民法院及び最高人民検察院と協力する。
3. 司法共助活動について毎年国会に報告する。

第 62 条 司法省の責任

1. 司法共助活動に関する国家管理の統一について政府を補佐する。
2. 民事に関する各司法嘱託の実施につき、受領、転送、監察及び督促する。
3. ベトナムが加盟する国際条約の規定により、司法共助の法令及び実情について、外国の権限ある機関と情報交換をする。

4. 司法共助に関する国際条約の署名，参加及び実施を提起する；司法共助に関するベトナムの法令の修正，補充及び改善を建議する。
5. 司法共助活動について毎年政府に報告する。

第 63 条 最高人民裁判所の責任

1. 司法共助の実施を各級人民裁判所に案内する。
2. 権限に属する犯罪者の引渡し及び受刑者の移送に関する事件を審理し，決定する。
3. 権限に属する司法共助の実施状況を 6か月ごとに及び毎年司法省に報告する。

第 64 条 最高人民検察院の責任

1. 刑事に関する各司法嘱託の実施につき，受領，転送，監督及び督促する；刑事に関する司法嘱託の実施を決定し，及び管轄を有する人民検察院又は捜査機関にその実施を要求する；管轄に従い刑事に関する司法嘱託を拒否し，又は実施を延期する。
2. 管轄に従い公訴権を行使し，及び司法共助活動を検察する。
3. 刑事に関する司法共助の実施を各級人民検察院に案内する。
4. 司法共助に関する国際条約の署名，参加及び実施を提起する；司法共助に関するベトナムの法令の修正，補充及び改善を建議する。
5. 刑事に関する司法共助の実施状況を 6か月ごとに及び毎年司法省に報告する。

第 65 条 公安省の責任

1. 犯罪人の引渡し及び受刑者の移送に関する外国の要求について受領，移送，審理及び解決する；書類を審査して人民検察院及び人民裁判所に送付し，及び管轄に従い司法共助活動を実施する。
2. 犯罪人の引渡し及び受刑者の移送に関する国際条約の署名，参加及び実施を提起する；司法共助に関するベトナムの法令の修正，補充及び改善を建議する。
3. 犯罪人の引渡し及び受刑者の移送の実施状況を，6か月ごと及び毎年司法省に報告する。

第 66 条 外務省の責任

1. 関連する省及び部署と協力して，関係国との司法共助関係における相互主義原則の適用の審査・決定を主宰する。
2. 司法共助に関する国際条約の署名，参加及び実施を提起する；司法共助に関するベトナムの法令の修正，補充及び改善を建議する。
3. 関係国との司法共助関係における相互主義原則の適用状況を 6か月ごとに及び毎年司法省に報告する。

第 67 条 外国におけるベトナムの代表機関の責任

1. ベトナムの法令及びベトナムが加盟する国際条約に基づき、現地国の法令に反しない限りにおいて、ベトナム国内の権限ある国家機関の要求により、現地国に所在するベトナム公民に関する各司法嘱託を実施する。
2. 外国の司法嘱託要求を受領し、及びベトナム国内の権限ある機関に返送する。
3. 審理及び実施のために現地国の権限ある機関に転送するため、ベトナムの権限ある機関の司法嘱託要求の書類を現地国の外務省に転送する。

第 68 条 省級人民裁判所の責任

1. この法律の規定に従い、外国の司法嘱託を実施する。
2. この法律の規定に従い、犯罪人の引渡し、受刑者の移送を審理し、決定し、又は犯罪人の引渡し、受刑者の移送を拒否する。
3. 管轄に従いその他の司法共助活動を行う。
4. 司法共助の実施結果を最高人民裁判所に報告する。

第 69 条 省級人民検察院の責任

1. この法律の規定に従い外国の司法嘱託を実施する。
2. 管轄に従いその他の司法共助活動を行う。
3. 管轄に従い公訴権を行使し、及び司法共助活動の検察を実施する。
4. 司法共助の実施結果を最高人民検察院に報告する。

第 70 条 捜査機関の責任

1. 権限ある機関から送付してきた刑事に関する司法共助、犯罪人の引渡し及び受刑者の移送書類を受領する。
2. この法律の規定及び関連を有するその他の法令の規定に基づき、刑事に関する司法共助活動、犯罪人の引渡し及び受刑者の移送を行う。
3. 刑事に関する司法共助、犯罪人の引渡し及び受刑者の移送の実施結果を権限を有する機関に報告する。

第 VII 章 施行条項

第 71 条 施行

この法律は、2008年7月1日から施行する。

第 72 条 施行案内

政府及び最高人民検察院は、詳細を規定し、及びこの法律の施行を案内する。

2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト

(PHAP LUAT 2020)

この法律は、ベトナム社会主義共和国国会第 12 会期第 2 回会合で、2007 年 11 月 21 日に採択された。

国會議長

グエン・フー・チョン